

民主党教育改革の4年間のはじまり

常任理事 中村文夫（さいたま市立東浦和中学校）

公教育計画学会が9月27日に創設されて、2ヶ月が過ぎました。研究活動は当然として、政策提言にも力を入れようと考えて始まった学会です。

8月に衆議院選挙があり民主党を中心とする新たな政権が発足しました。文教政策についても次々と新たな政策が進められようとしています。新たな政策について公教育計画学会も声明を発してきました。

文部科学省鈴木寛副大臣は「民主党教育改革の第1段階は学費負担の軽減で、第2段階は『教育力向上』がテーマ。教員の質と数の充実、教材の見直しを図り、教員免許制度も改革する。（略）（第3段階は）ガバナンス(統治)の問題に取り組む。学校運営のあり方を変え、地域住民が参加する学校理事会制度をスタンダード化していく。教育委員会のあり方も見直す。ここまでに4年はかかるだろう。」と述べています(毎日新聞20091027)。高校授業料の実質無償化が2010年4月から始まろうとしています。全国学力・学習状況調査の見直し、教員免許更新制の廃止など大きく舵きりが行われつつあります。しかも、これは鈴木副大臣の言葉によれば4年間で行う「民主党教育改革」の始まりなのです。

私が特に注目しているのは、義務教育費国庫負担金が2011年度に予定されている補助金・負担金の一括交付金化の中で、どのように整理されていくかです。11月25日、義務教育費国庫負担金(事業番号3-55)について2010年度予算に対する行政刷新会議の事業仕分けが行われました。文部科学省は概要説明の国際比較で「特にイギリスにおいては、2006年度から、義務教育に必要な人件費や運営費等の全額を国が負担する『義務教育特定負担金』が創設され、教育費の増設が図られている。」と述べました。1/3から1/2あるいは全額になればどちらでも構わない、という意見もあるようです。しかし、お金の問題ではなく制度の問題であることを厳しく吟味して判断をすることが大切です。

あわせて地方分権改革推進委員会の第3次勧告に基づいた標準定数法の見直しと、民主党が掲げてきた学校環境整備法案の推移です。学校環境整備法についても2011年の通常国会に間に合わせるように2010年の年明けから検討を始めるとしています。主体となる地方自治体をどのように想定しているのか明らかではありません。公教育を行う地方公共団体のイメージについて鈴木副大臣会見録(20091022)では「適正教育行政単位」という発想を示しています。それは義務制の学校では「大体30万人から50万人、人口規模でいうと」。したがって「都道府県に何か国から権限を移すのは、我々の論旨からすると不十分」と述べています。適正教育行政単位という新たな発想は、これまでの地方教育行政の枠組みを前提としないということです。

公教育計画学会は研究部会の活動を柱の一つにしています。第1部会「教育の地方分権と自治」と第8部会「学校財務・職員・事務」との合同部会で、学校環境整備法についての論議を研究のひとつに取り上げて、よりよい教育改革に向けた政策提言をしていきたいと考えています。

会員の皆さんとともに知恵を絞り、新たな時代の公教育の実現に向けて積極的に参加していきたいと思います。(20091204)